

富山県警察職務倫理教養推進要綱の制定について（例規通達）

警察業務を推進するためには、職員一人一人の能力向上を図る人材育成が必要不可欠であり、この人材育成の基盤となるものは職務倫理教養である。

この度、職員に対する職務倫理教養を総合的かつ体系的に推進するため、別添「富山県警察職務倫理教養推進要綱」を制定し、平成24年1月20日から施行することとしたので、各所属にあっては、効果的な運用に努められたい。

別添

富山県警察職務倫理教養推進要綱

1 目的

この要綱は、富山県警察職員（以下「職員」という。）が、富山県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成15年富山県警察本部訓令第12号。以下「職務倫理訓令」という。）を遵守して誇りと使命感に満ちあふれたポリスマインドを確立し、業務に対する意識改革を推進するとともに非違事案の絶無を期すため、富山県警察職員の教養に関する訓令（平成13年富山県警察本部訓令第36号。以下「教養訓令」という。）に定めるもののほか、職員の精神的基盤である職務倫理の教養（以下「教養」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、その総合的かつ体系的な推進を図ることを目的とする。

2 職員の心構え

職員は、それぞれの階級及び職に応じた能力及び見識を高めるとともに、自己の職務倫理観の向上を図る意識改革とその実践を伴う自己啓発を、恒常的に推進するよう努めなければならない。

3 教養体制

(1) 教養推進責任者

警察本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長を教養推進責任者とする。

教養推進責任者は、所属職員が職務倫理を保持し、適正に職務を遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じた教養を自ら実施するとともに、教養推進担当者を指揮して推進するものとする。

(2) 教養推進担当者

各所属に教養推進担当者を置き、教養訓令第18条第2項に定める職場教養推進担当者をもって充てる。

教養推進担当者は、所属職員の指導・育成が重要な責務であることを十分に理解するとともに、部下職員が職務倫理を保持し、適正な職務を遂行するための能力を向上させるため、平素の管理又は監督を通じて適正かつ効果的な教養を実施するものとする。

(3) 教養推進補助者

各所属の警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する職以上にあ

る行政職員を教養推進補助者とし、教養推進担当者を補助するものとする。

4 教養の内容

(1) 誇りと使命感に満ちあふれたポリスマインドを確立する教養

職員は一人一人が自己の職責を自覚し、国民から負託された権限を適正に行使して国家と国民のために行動するポリスマインドを発揮すべき責務を負っている。

職員が県民の期待と信頼に応えて積極的に職務を遂行するため、職務倫理訓令に規定する職務倫理及びサービスの遵守に関する内容、県民から感謝された事例、困難を伴いつつも職務を全うした事例、その他の教訓事例等を題材として、誇りと使命感に満ちあふれたポリスマインドの確立に資する教養を推進する。

(2) 業務に対する意識改革を図る教養

時代の変化に対応した精強な警察組織を構築するためには、職員一人一人の能力向上を図るとともに職員が広い視野と研究心を保持して業務の検証を行い、熱意を持って改革を推進するポリスマインドが必要であり、幹部及び専門的知識を有する職員による伝承教養、部外講師教養等、業務に対する意識改革を図る教養を推進する。

(3) 非違事案の絶無を期す教養

警察業務を効果的に推進するためには県民の信頼と協力が不可欠であり、職員による非違事案の絶無を期さなければならない。

このため、全国警察及び本県警察における非違事案の発生事例や社会意識の変化、非違事案の発生が組織及び当事者の周囲に与える影響の重大性並びに本人及び周囲が受ける不利益処分の内容、非違事案を起こさないための留意点等を題材とした心に沁みる教養を推進する。

(4) 自己啓発を促進する教養

前記(1)から(3)までのほか、体力及び気力の充実と、人格・識見の涵養に配意し、職員一人一人の自己啓発を促進する教養を推進する。

5 教養の方法

(1) 教養推進責任者等による教養

ア 教養推進責任者又は教養推進担当者は、教養訓令第19条第1項に規定する個人指導の一環として、部下職員の能力、特性等に応じ、教養の効果が上がるように配意した日常的な教養の推進に努めるとともに、富山県警察の処務に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第29号。以下「処務訓令」という。）第16条に規定する招集日行事等の機会を活用し、所属の全職員を対象とした教養を推進すること。

イ 教養推進補助者は、教養訓令第19条第1項に規定する個人指導の一環として部下職員に対する日常的な教養の推進に努めるとともに、教養推

進責任者又は教養推進担当者の指示を受けて、担当業務の特性等を踏まえた所属の全職員を対象とした教養を実施すること。

ウ 職員が業務の都合等特段の事情により、前記ア又はイの全職員を対象とした教養を受けることができなかった場合は、教養推進責任者、教養推進担当者又は教養推進補助者（以下「教養推進責任者等」という。）による補完教養を徹底すること。

(2) 職員の属性に応じた教養

ア 若手職員に対する教養

若手職員に対しては、自主的学習はもとより、中堅職員による個別教養、若手職員で構成する組織的学習等の促進により、基本的な職務倫理観を体得し、確立する教養を推進すること。

イ 中高年職員に対する教養

中高年職員に対しては、初心回帰やスキルアップを図る自己研鑽と、若手職員の指導を促進する教養に配意し、若手職員の模範となる高い職務倫理観を保持する教養を推進すること。

ウ 幹部職員に対する教養

幹部職員に対しては、自己の職責を自覚し、自らが優れた職務倫理観を保持するとともに部下職員を適正に指導できる幹部の要諦を習得するための教養を徹底すること。

(3) 教養の効果的かつ計画的な推進

教養は、教養資料の作成、視聴覚教材・書籍・新聞等の活用、小集団検討、部外講師教養、その他所属の実情に応じた効果的な方法により、計画的に推進すること。

(4) 職員による自主的学習の支援

教養推進責任者等は、所属職員の職務倫理の向上に関する自主的学習を奨励し、必要な助言を行うとともに、積極的な支援を行うこと。

6 教養の配意事項

(1) 身上把握に基づく平素の教養

教養推進責任者等は、所属職員の身上把握に基づく平素の助言、指導、支援等を通じた教養の実施に配意すること。

(2) 教養の創意工夫

教養推進責任者等は、所属の実情に応じた教養の創意工夫に配意し、優れた教養効果が得られるよう努めること。

(3) 教養の検証と反映

教養推進責任者は、教養の実施状況を把握するとともに浸透状況の検証と、事後の教養への反映に配意すること。